

浦安市公共施設等総合管理計画(令和3年度改訂素案)に対する意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
 B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E: うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	ホームページでの公表に対する意見	本計画の最終版をホームページ上で公表する際には、本計画の下にある各々の個別施設計画とのリンクを貼るなどして、本計画と個別施設計画が一覧できるようにしていただきたい。	E	市ホームページで公表する際には、本計画と各個別施設計画を、リンクさせて閲覧できるようにします。	P2 「計画の位置づけ」
2	実施方針に対する意見	施設の異常への対応だけでなく、施設利用者の安全確保の視点が必要と考える。八街市の事故を踏まえ、歩道の設置・拡幅、車の減速を促す装置の設置等、通学路の安全確保を方針に加えていただきたい。	D	本計画は、第1章「計画策定の背景および目的」の「1.1.背景および目的」にあるとおり、「長期的な視点で公共施設等の管理・運営の考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制などの基本的な枠組みを定めたもの」です。 個別の方針として、通学路の安全確保に関する取り組みの方針につきましては、「浦安市通学路交通安全プログラム」(※市ホームページ掲載)に示しています。	P54 土木インフラ資産の実施方針における「(3)安全確保の実施方針」
3	実施方針に対する意見	「安全で安心して利用できる道路空間を目指して今後行うべき事項」の具体例として、段差解消、スロープ設置、視覚障害者のための信号機設置等の施策を盛り込んでいただきたい。	B	第3章の「3.3.2.土木インフラ資産の実施方針」中の「(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針」に、「ユニバーサルデザイン2020行動計画(関係閣僚会議決定)のまちづくりの考え方を踏まえ、土木インフラ資産を改修・更新する際には、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化に配慮します。」(※要約)と記載しており、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、「ユニバーサルデザインの街づくり」として、街なかの段差解消などへの取り組みの考え方を示しています。 また、本市における個別の方針として、安全で快適な道路環境の整備に関する取り組みの方針につきましては、「浦安市障がい者福祉計画(令和3年度～令和5年度)」(※市ホームページ掲載)に示しています。	P54 土木インフラ資産の実施方針における「(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針」